

2020年度自治体キャラバン行動「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」に対する回答

要望事項	回答	担当課
1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。	職員配置については、総人件費の抑制を図りつつ、望まない残業を無くすことを目指し、各部局へのヒアリング等を通じながら、適正に行っております。	人事室
2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。	現在、国及び大阪府等の支援制度の状況を踏まえた上で、市の独自対策も含めた、新型コロナウイルス感染症対応「緊急支援パッケージ」第一弾、第二弾を実施しております。今後も、社会情勢等を踏まえ、国・府等とも連携し、必要な施策を検討してまいりたいと考えております。	企画四課
3. 国に対して特別定額給付金の第2弾、第3弾を行うよう強く要請してください。	国による現金給付事業については、国の動向を注視してまいります。	保護課
4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者始め市民に食べ物が届くようにしてください。	<p>フードドライブについては、市民及び市内事業所から協力を得て、実施しており、集まった食材については、子ども食堂運営法人や市社会福祉協議会に提供しております。引き続き、子ども食堂運営法人及び生活困窮者自立支援制度等を所管する福祉部門やフードドライブへの協力を得た事業所と連携を図ってまいります。</p> <p>なお、市社会福祉協議会においては、個人等から善意銀行に寄附された食品を生活困窮者に提供する取組をされております。</p>	環境総務課 福祉総務課 子どもを守る課
5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、本市に在住する子育て世帯の支援として、保育所等に在籍する児童の給食費（主食費・副食費）及び小中学校の給食費を令和2年6月から同年12月まで、無償化として実施しています。</p> <p>休校中の給食提供については、考えておりません。</p>	保育課 施設給食課

要望事項	回答	担当課
<p>6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、更に大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを入れ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>	<p>市税については、法令に基づき適正に賦課するとともに、減免については、新型コロナウイルス感染症への対応として個人市民税における対象の拡充など、条例に基づき適切に対応しております。</p> <p>国民健康保険料については、令和2年度の保険料率を令和元年度と同率に据え置くこととしております。また、減免については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対する減免措置を適切に実施するとともに、市独自の減免措置を継続しております。</p> <p>傷病手当金については、厚生労働省からの通知に基づき被用者の療養中の生活を保障するため制度を整備したものでございます。</p> <p>なお、傷病手当や減免制度に関するチラシを納付書等に同封し周知を図っております。また、窓口での三密を避けるため、減免や徴収猶予の申請用紙を市ホームページに掲載するとともに、郵送による申請受付を行っております。</p> <p>介護保険料の減免については、今年度から前年の収入合計額を引き上げ、市独自減免の対象の拡充を行いました。また、減免制度等については、引き続き、納付書発送時等にチラシを同封し周知を図るとともに、三密を避けるため、郵送による申請受付を実施してまいります。</p>	<p>市民サービス部税務管理担当 高齢介護室</p>
<p>7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密を避けるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>	<p>生活保護、住居確保給付金については、支給開始に当たり、申請者にとって不利益が生じないように十分な制度の説明や個々の世帯の状況を聞き取る必要があるため、申請書については事務所で配布を原則としています。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染防止の観点から三密を避けるため、事前に電話で連絡をいただき、面接時間の短縮につなげております。</p>	<p>保護課</p>
<p>8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働き掛けてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦を始め必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。</p>	<p>地域医療構想については、大阪府からの受託事業として懇話会を実施していますので、必要な意見については懇話会を通じて大阪府に報告してまいります。</p> <p>発熱外来については、帰国者接触者外来として市内に確保しております。</p> <p>PCR検査については、市独自で医師会との協力の下、令和2年5月からPCR外来を設置しており、検査体制を拡充したところです。</p>	<p>保健総務課</p>
<p>9. 市立保健所の機能強化を図ってください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p>	<p>市保健所の機能強化については、PCR外来の設置や応援職員の配置により図っております。</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所については、検査の対応状況を勘案し、必要に応じて大阪府に要望してまいります。</p>	<p>保健総務課</p>
<p>10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関及び介護事業所等に配布してください。</p>	<p>医療機関や訪問看護ステーションに対しては、国から送付された医療機関向けのマスクやガウン等の物品を国の定める優先順位基準に基づき適宜配布しています。</p> <p>介護事業者に対しては、市独自でマスクの配布を行っており、引き続き、大阪府とも連携し、必要な消耗品等の補給に努めてまいります。</p>	<p>保健総務課 高齢介護室</p>

要望事項	回答	担当課
11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。	<p>国の補正予算により、医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充として、無利子・無担保等の危機体制融資の拡充などが行われています。</p> <p>介護事業所については、経営困難な事業者に対し、適切にサービスを継続できるよう引き続き国、大阪府及び本市の制度を周知してまいります。</p> <p>障害者事業所については、厚生労働省通知において報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について、柔軟な取扱いが示されており、国からの通知内容を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	保健総務課 高齢介護室 障害福祉課
12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携を進めてください。	<p>ステイホームなどの影響に伴うDV被害等の増加や深刻化が懸念される中、DV被害者等の対応については、男女共同参画推進センターでカウンセリングや法律相談を実施し、市の広報誌やホームページなどで相談窓口の周知を図るとともに、関係所管課等と緊密な連携を図りながら、迅速かつ適切な支援に努めております。</p> <p>自宅待機要請期間における児童虐待への対応については、市「安全・安心メール」で相談窓口の周知を図るとともに、29関係機関等で構成される寝屋川市要保護児童対策地域協議会の構成機関に対し、協力の依頼等を行いました。</p>	人権・男女 共同参画課 子どもを守る課
13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防を早急に具体化してください。	<p>避難所での感染症対策については、国及び大阪府の指針等を踏まえ、具体的な感染防止対策を早急に実施してまいります。</p>	防災課